

生活復興支援資金貸付のご案内

生活復興支援資金とは

東日本大震災により被災した低所得世帯（被災により低所得世帯となった場合も含む）に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。

貸付対象世帯

次のすべてに該当する世帯となります。

- 1 東日本大震災により被災した低所得世帯又は、震災により低所得世帯（別表）になった世帯
【注1】
- 2 震災に伴い、「り災証明書」又は「被災証明書」が発行されている世帯 【注2】
- 3 愛知県内に避難している世帯で、今後当面の間、愛知県内に居住し、生活の復興に向けた取組みを行う世帯 【注3】
- 4 今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会による支援を受けることに同意が得られること
- 5 生活再建後は、就労収入等により償還が見込めること
- 6 生計中心者が原則65歳未満（65歳以上でも連帯保証人を立てれば生活再建費は対象）で、最終償還時の年齢が75歳未満。

◎借入申込者が外国人の場合は、永住者であること

【注1】平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震による被災も含む。

【注2】災害を受けたことにより市町村その他機関が当該書類の発行に日数を要すると認められる場合で、「証明書交付申請書」の写の提出により、後日証明書が交付される蓋然性が確認できる場合は、借入申込みができます。ただし、一時生活支援費については、当初の貸付期間は3月以内となります。

【注3】一時生活支援費の貸付期間は、原則、愛知県内に居住予定の期間となります。

◆次の場合は貸付対象となりません

- ・世帯収入が生活福祉資金貸付対象となる低所得世帯収入基準を超える場合
- ・居住地と住民票が異なる場合、特定の住居を有しない場合（例外あり）
- ・り災証明が一時的（断水、停電など）の場合
- ・震災前より生計を維持できる収入を有しない場合
- ・療養中で当分の間自立に必要な収入が見込めない場合
- ・貸付後の償還が見込めない場合（例：生活福祉資金を長期延滞中、生活福祉資金貸付の連帯保証人となっている、多額の負債を抱えている、税金・保険料を長期滞納中、債務の法的整理中または整理予定がある など）
- ・貸付が必要と認められない多額の貯蓄等がある場合
- ・一時生活支援費にあつては、公的給付などを受給する場合（有資格者を含む）

貸付には審査があります

※審査により貸付がご利用いただけない場合（貸付額が減額される場合）があります。

※虚偽の申請など不正な申し込みと判断した場合は、警察に通報します。

貸付内容

1. 一時生活支援費・・・生活の復興の際に必要な当面の生活費
2. 生活再建費・・・住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用
3. 住宅補修費・・・住宅補修等に必要となる費用（自宅のある被災元の県での申し込みとなります）

種類	貸付上限額	据置期間	償還期間
一時生活支援費 【注1】	（二人以上世帯）月20万円以内 （単身世帯）月15万円以内 ※貸付期間：6月以内【注2】	最終貸付日から2年以内	据置期間経過後20年以内 ※貸付金額に応じた目安 ・50万円以下・・・5年以内 ・150万円以下・・・10年以内 ・250万円以下・・・15年以内 ・250万円超・・・20年以内
生活再建費	80万円以内【注3】	貸付日（一時生活支援費と併せて借受けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内	
住宅補修費	250万円以内		

【注1】 失業等給付および生活保護を受けている世帯は貸付対象外とします。

なお、表中の金額は上限額であり、貸付月額は世帯全体の収入・支出の状況に関する書類を申請時に提出いただき、決定いたします。

【注2】 り災証明書又は被災証明書交付申請書の写の提出により、後日証明書が交付される蓋然性が確認できる場合は、3月以内となります。（貸付決定後、証明書が提出され、6月までの延長を希望する場合は、世帯の収入状況等を勘案し、延長の可否を決定）

【注3】 返済を考慮し、借入額は最少限に抑え、必要最低限の物品の購入を検討ください。

なお、日本赤十字社等による避難世帯への家財や家電製品等の支援が受けられる世帯は、その内容や支給時期を確認のうえ、借入れを検討ください。

生活再建費のうち、家具什器費の限度額：単身世帯10万円、複数世帯15万円

生活再建費のうち、入居する住居の家賃額は生活保護の住宅扶助と同基準以内（生活可能な収入がある場合、概ね月収の3分の1以内）であること。

貸付条件

連帯保証人：原則1名必要 ※但し、確保できない場合は有利子で貸付可

65歳未満であり低所得世帯の収入基準以上の収入のある別世帯の方

最終償還時年齢75歳未満

貸付利子：無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）

申込時の必要書類（※必要に応じて、この他にも書類を求めることがあります。）

申込にあたっては、「借入申込書」および「借入申込みに当たっての留意事項」に次の書類を添付してください。

- ① 健康保険証（写）、運転免許証（写）、パスポート（写）など本人確認ができるもの
- ② 世帯員全員の住民票（又は外国人登録原票記載事項証明書）の写し
- ③ り災証明書、被災者証明書など、東日本大震災により被災したことが確認できるもの
- ④ 借入申込者の世帯の収入状況又は生活に困窮していることが確認できるもの
…源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書（写）、離職票（写）、被災前後の給与明細書（写）など
- ⑤ 連帯保証人の本人確認および資力が明らかになる書類
…住民票、運転免許証（写）住民税課税証明書など
- ⑥ 生活再建費を申請する場合において、見積書など必要とする費用が確認できるもの
- ⑦ その他、県社協会長が必要とするもの

相談・貸付の流れ

- 1 貸付の相談
 - ・居住地の市区町村社会福祉協議会（以下「市区町村社協」という。）にご相談ください。
- 2 申請
 - ・借入申込書に必要書類を添えて、市区町村社協に申込みください。
- 3 審査
 - ・愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が審査を行います。
 - ・審査を進めるなかで確認や書類の提出を求められることがあります。
- 4 貸付決定
 - ・市区町村社協を経由して、「貸付決定（不承認）通知書」、（決定の場合）「借用書」を交付いたします。
- 5 借用書提出
 - ・「借用書（借受人・連帯保証人自署・捺印）」、「印鑑証明書（借受人・連帯保証人）」を市区町村社協へ提出ください。
- 6 資金交付
 - ・県社協は、書類の不備等を確認のうえ、借受人本人の口座に送金します。
 - ・書類の不備等があった場合は、再提出又は確認後の送金となります。
- 7 継続送金
 - ・一時生活支援費は、原則1カ月ごとに貸付決定月額を送金します。
 - ・送金にあたっては、毎月、市区町村社協窓口「借受世帯の状況票」を提出いただきます。提出がない場合、貸付を停止する場合があります。
 - ・貸付期間中に就職等収入に変化があった際には、貸付金を停止又は減額する場合があります。
 - ・他の公的給付又は公的貸付を受けた場合には、本資金の貸付けを終了いたします。
 - ・貸付期間中に、他県へ転居する場合は、残りの期間を辞退し、転居先の都道府県で残りの月数分を申請することとなります。
- 8 据置期間
 - ・2年以内で設定した据置期間を経て償還（返済）開始となります。
- 9 貸付金の償還
 - ・払込票または口座振替により、償還期限までに貸付金を元（利）金均等償還していただきます。
 - ・なお、やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められる場合で、届け出により承認されたときは、貸付金の償還を猶予することができます。（原則1年以内）
 - ・償還期限までに償還されなかった場合は、延滞元金につき年10.75%の率をもって、当該償還期限の翌日から延滞元金を全て償還した日までの日数により計算した延滞利子を別途徴収します。

申込にあたって注意いただくこと

- ・ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報取得、関係機関へ提供いたします。
- ・市区町村社協から、契約の内容等に関する問合せや定期的な報告を求める場合がありますので、必ず回答・報告をしてください。
- ・就職等による自立や必要な資金の融資を他から受けたとき、他の資金の貸付や給付（生活保護含む）を受けた場合は、速やかにその旨を市区町村社協に届け出てください。
また、住所・氏名等の変更があったときも、同様に速やかに届け出てください。
（※住所等の移動については、「変更届」を必ず提出してください。）
- ・県社協は、借受人が次の事項の一つに該当すると判断した場合、貸付金の全部又は一部につき、償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止若しくは貸付契約を解除いたします。

- (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- (3) その責務に違反したとき
- (4) 借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受けるなどしたとき
- (5) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
- (6) 生活保護受給を開始したとき
- (7) 民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
- (8) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
- (9) 県社協から求められた貸付限度額の変更に応じないとき
- (10) 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき
- (11) 借受人が自立に向けた取組みを怠っている場合に、市区町村社協が助言・指導を行ってもこれに従わないとき
- (12) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき

(別表) 生活福祉資金貸付対象世帯の収入基準月額

給地	「低所得世帯」の収入基準 生活扶助基準額×1.7倍(千円未満切上)				
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上1人を増すごとに加算する額
1	145,000円	222,000円	276,000円	338,000円	73,000円
	名古屋市				
2	132,000円	202,000円	251,000円	307,000円	66,000円
	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市				
3	119,000円	182,000円	227,000円	277,000円	60,000円
	上記に掲げた以外の市町村				

(注) 標準世帯構成としては、1人世帯は33歳、2人世帯は33歳と29歳、3人世帯は33歳、29歳と4歳、4人世帯は33歳、29歳、9歳と4歳で積算してあります。

相談、お問合せは、お住まいの市区町村社会福祉協議会まで

実施主体 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目4-7 (電話) 052-232-1183